

札幌市社会福祉総合センター条例及び同条例施行規則関係処分の審査基準

《平成元年6月1日 民生局長決裁》
(改正 平成18.3.6、平成30.3.9)

1 使用の承認（条例第7条関係）

(1) 会議室及び大研修室

【審査基準】

- 1 会議室等使用申込書（施行規則様式1）が別記1の受付期間内に提出されていること。
- 2 使用しようとする日、時間及び室について、使用の妨げとなる別記2に掲げる事由が存しないこと。
- 3 条例第12条により使用を不承認とすべき別記3に掲げる事由が存しないこと。

別記1（受付期間）

会議室及び大研修室の使用の申込みの受付期間は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の1年前の月の初日（その日が受付実施日でないときは、その直後の受付実施日）から使用日の当日（当日が受付実施日でないときはその直前の受付実施日）までとする。ただし、札幌市が主催、共催、後援等をする、札幌市社会福祉総合センター（以下「センター」という。）の設置目的を達成するための事業で、使用日の1年前の月の初日より前に使用の承認を受けなければ、実施が困難であると市長が認めるものについてはこの限りではない。

別記2（使用の妨げとなる事由）

- 1 既に他の申請者に対し使用承認をしている場合
- 2 センターの施設の改修工事、設備の点検等のため一般の使用に供することが当該作業等の支障となる場合

別記3（使用不承認事由）

- 1 条例第12条第1号に該当する場合
 - (1) 犯罪行為または犯罪を讃え、あおり、そそのかす等の行為を伴う事業を行うため使用しようとするとき。
 - (2) 暴力団またはその構成員が使用しようとするとき。
 - (3) わいせつな行為その他の善良な風俗、清浄な風俗環境または青少年の健全育成に有害であると認められる事業を行うため使用しようとするとき。
- 2 条例第12条第2号に該当する場合
 - (1) 硬質の球、槍、矢等を投げ又は射、スパイク靴を使用する等、建物の壁面、床面、窓ガラス、天井、備付物件を傷つけるおそれの多い行為を伴う事業を行うため使用しようとするとき。
 - (2) 危険物の使用を伴う事業を行うため使用しようとするとき。

(3) 火の使用を伴う事業のため使用しようとするとき。

3 条例第 12 条第 3 号に該当する場合

- (1) 自ら室内を使用する実際の必要がないにもかかわらず使用承認の申込みをしている場合
- (2) ひとりで使用しようとするとき。
- (3) 冠婚葬祭のため使用しようとするとき。
- (4) 飲酒を主たる要素とする事業のため使用しようとするとき。
- (5) 宗教的宣伝活動のため使用しようとするとき。
- (6) その他センターの設置目的に照らし、市長が特に適当でないとき。

【標準処理期間】

原則として使用申込書の提出された日とする。ただし、次の 1、2 の場合は、それぞれ掲げるところによる。

- 1 申請者が使用の申込みと同時に規則第 7 条の規定する販売行為等の承認の申出をしているときは、その翌週の同じ曜日の日（その日が受付実施日でないときは、その直後の受付実施日）までの間とする。
- 2 申込みに係る日、時間及び室について先に他の者から使用の申込みがなされ、当該他の者の申込みに対する処理が 1 の事由その他の事由により終了していないときは、当該処理の終了後速やかに処理するものとする。

(2) 運動浴室

【利用方法等】

- 1 運動浴室の使用時間の区分は別表 1 のとおりとする。
- 2 別記 4 の期日までになされた申込み（以下「第 1 次申込」という。）について、同一日時のものがあるときは、別表 2 の左欄に掲げる期日に抽選を行い、使用の承認を決定すること。なお、この抽選等により承認を決定しても、使用者が決まらない日時があるときは、その承認未決定日の 2 日前（その日が受付実施日でないときは、その直前の受付実施日）まで、使用の申込み（以下「第 2 次申込」という。）を受け付けること。
- 3 使用希望者に使用の機会が均等に与えられるように、一使用者の使用回数は週 2 回まで、月 4 回程度とすること。

別表 1

使用時間	(1) 午前 9 時 30 分から午後 0 時 00 分まで (2) 午後 1 時 00 分から午後 8 時 30 分まで
------	--

別表 2

左 欄	右 欄（使用月）
2 月 1 日	同年 4 月から 6 月まで

5月1日	同年7月から9月まで
8月1日	同年10月から12月まで
11月1日	翌年1月から3月まで

(備考)

左欄に掲げる日が、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に該当する場合は、当該日の直後の平日に繰り下げるものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りではない。

【審査基準】

- 1 運動浴室使用申込書(施行規則様式2)が別記4の期日までに提出されていること。
- 2 使用しようとする日、時間について、使用の妨げとなる別記5に掲げる事由が存しないこと。
- 3 使用者の利用目的が、運動浴室の設置目的である「高齢者や障がい者の体力の維持増進、機能回復訓練等の実施」に合致していること。
- 4 条例第7条第2項に基づき、使用者の安全確保のために付した別記6の条件に適合すること。
- 5 条例第12条により使用を不承認とすべき別記7に掲げる事由が存しないこと。

別記4(受付期間)

運動浴室の使用の受付期間は、別表2の右欄に掲げる使用月に応じ、同表の左欄に掲げるまでとする。なお、受付の際、申請者に様式「使用者名簿」を使用申込書とともに提出させること。

別記5(使用の妨げとなる事由)

- 1 既に他の申請者に対し使用承認をしている場合
- 2 浴槽の清掃及び機械設備の点検等のために一般の使用に供することが困難な場合
- 3 センターの施設の改修工事、設備の点検等のため一般の使用に供することが当該作業等の支障となる場合

別記6(使用の条件)

- 1 1回の使用人数は25名程度とすること。
- 2 安全確保に当たる指導員を2名以上付き添わせることとし、使用者が10名を超える場合は3名以上を付き添わせること。

別記 7（使用不承認事由）

・ 条例第 12 条各号に該当する場合

- (1) 危険物の使用等により、浴槽、壁面、天井等を傷つけるおそれがあるとき。（第 2 号関係）
- (2) 自ら使用する実際の必要がないにもかかわらず使用承認の申込みをしている場合（第 3 号関係）
- (3) ひとりで使用しようとするとき。（第 3 号関係）
- (4) その他センターの設置目的に照らし、市長が特に適当でないとき。（第 3 号関係）

【標準処理期間】

第 1 次申込については、別表 2 右欄に掲げる使用月に応じて同表の左欄に掲げる日とする。また、第 2 次申込については、使用申込書の提出された日とする。

2 特別設備の設置等の承認（条例第 11 条関係）

【審査基準】

次のいずれにも該当しない場合であること。

- 1 設置しようとする設備の設置又は撤去の際に、センターの建物又は備付物件を傷つけるおそれがあるとき。

（例）

設置の際、床面や壁面にドリル等で穴をあけて固定させなければならないもの、撤去の際に床板がはがれるおそれの多いもの等の設置は承認しない。

- 2 搬入しようとする物件の形状、大きさ、重量、消費電力等がセンターの構造、容量等に適合していないとき。

（例）

大きすぎて搬入搬出の際、出入口若しくは廊下の壁面を傷つけ、通常の使用によって電流がオーバーし、その他の支障のある物件の搬入は、承認しない。

【標準処理期間】

使用承認の標準処理期間に従い、使用承認と同時に処理することを原則とする。

3 販売行為の承認（規則第 7 条関係）

【審査基準】

次のいずれかに該当する場合であること。

- 1 福祉関係団体又は連合町内会等の住民組織の団体が、自ら実施する講演会等のプログラム、研修会等のテキスト等をこれらの事業の参加者に実費で頒布する場合
- 2 行政の指導による啓発活動に伴う販売行為等である場合
- 3 福祉関係団体又は連合町内会等の住民組織の団体が、市長が公益上必要と認めたチャリティ事業を実施する場合

4 その他市長が特に必要やむを得ないと認めた場合

【標準処理期間】

申出のあった日から、その翌週の同じ曜日の日（その日が受付実施日でないときは、その直後の受付実施日）までの間。

4 承認の取消し等（条例第13条第5号関係）

【処分基準】

次のいずれかに該当する場合であること。

- 1 使用承認後に、センターの建物の損傷、破壊等により、センターを使用に供することが困難または危険な状態になったとき。
- 2 使用承認後に、センターの建物の修理等を緊急に行う必要が生じたとき。
- 3 使用承認後に、緊急に市民、福祉関係団体又は、連合町内会等の住民組織の団体を対象とする重要な公共的・公益的事業を実施する必要が生じたとき。

附 則

この基準は、平成元年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年3月9日から施行する。